

独立行政法人教員研修センターの平成22年度計画

文部科学大臣へ届出

平成22年3月26日

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人教員研修センター（以下「センター」という。）の中期計画に基づき、平成22年度の業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

1. 学校教育関係職員に対する研修

（1）実施する研修の基本的な内容

中期計画に基づき、別紙1のとおり各研修を実施する。

また、各研修以外に新たに実施する必要性が生じた研修については、国からの要請又は地方公共団体からの委託により実施する。

（2）各研修の目標とする成果の指標

中期計画の別紙に定めた、各研修毎の目標とする成果の指標について、本事業年度については、以下の①から④の方法の中から別紙1に掲げるように定め、達成状況を把握するとともに、その達成に努める。

- ① これまでの受講者数又は事業年度の評価結果等を踏まえて、センターが設定した受講者数に対する実際の受講者の参加率が、事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、事業年度平均で85%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。
- ② 受講者に対して、研修終了直後又は1年後を目途として研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、事業年度平均で85%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした受講者の割合が事業年度平均で85%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。
- ③ 受講者の任命権者である都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会又は所属する各学校長等に対して、研修終了後1年後を目途としてアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上から、「研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした任命権者等の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。
- ④ 受講者又はその任命権者等に対する調査等を適宜実施し、事業年度平均で80%以上の受講者が、研修終了後に、各地域における学校訪問の実施、各教育委員会等

が行う研修等の企画・立案、講師として又は各種教育施策の企画・立案・推進において指導的な役割を担っているとの結果を得る。仮に、各地域で研修講師等としての役割を担った者の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

(3) 各研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入

各研修毎に、以下の①から⑦の方法について検討を行ったうえで、効果的・効率的な実施に資するものについては導入する。

- ① 受講者又はその任命権者等に対するアンケート調査等を実施し、各研修内容・方法の改善・充実に関する意見、受講者又はその任命権者等の研修ニーズ等を把握する。また、その結果を踏まえ、次年度以降の研修内容・方法の見直し等に適切に反映する。
- ② 受講者及びその任命権者に対して、受講者の応募段階で、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、研修終了後、相当の期間内にこれらの者に対するアンケート調査等を行い、学校内外への研修成果の還元内容・方法等について把握する。
- ③ 研修内容・方法について、一斉講義を中心とした研修を行ういわゆる事前研修と、中央において演習等を中心とした研修を行ういわゆる集合研修に分類し、事前研修については、インターネット等を活用した講義の配信、映像コンテンツ等を配布することによる自主的研修により行い、また中央で行うものは集合研修に特化・重点化する。
- ④ 受講者及びその任命権者等の利便性、ニーズ等を勘案し、一定のブロック単位等、地方で開催する。
- ⑤ 研修の企画や運営にあたっては、教員養成系大学・学部等の大学教員や国立教育政策研究所、民間企業等の専門家の知見を活用するとともに、これらの機関との連携・協力を推進する。
- ⑥ 研修終了時に、受講者に対して研修を受講したことにより得られたと考える成果等に関する報告書（研修成果報告書）の作成・提出を義務付けるとともに、これらを任命権者に提供する。
- ⑦ 研修内容の一部に、研修の企画・立案、講師となるために必要な科目を設定するとともに、各地域での研修等の実施に資するよう、インターネット等を用いた研修教材の活用が図られるようにする。

(4) 各研修に関する廃止、縮減、内容・方法の見直し

各研修について、事業年度の評価結果等を踏まえ、必要な場合には、廃止、縮減、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。

2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において、より充実した学校教育関係職

員に対する研修が実施できるよう、以下のような指導、助言及び援助を行う。

- ① 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の研修で活用できるデジタルコンテンツ研修教材の開発・提供、センターが行う研修の講義内容のインターネットによる提供、その他の研修教材の作成・提供
 - ・デジタルコンテンツを開発しセンターのホームページなどで提供する。
 - ・センターが実施する研修の講義内容又は事前研修講義をセンターのホームページで配信する。
 - ・研修教材としての実践事例集を作成し提供する。
- ② 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が研修を企画・運営する際に参考となる研修カリキュラムの開発・提供、研修手法等のノウハウについての情報提供
 - ・今日的な教育上の重要課題に関する研修について、「大学と教育委員会の連携による研修カリキュラム」の開発を大学に委嘱し、その成果を各教育委員会の参考例として提供する。また、「教育委員会と関係機関の連携による研修カリキュラム」の開発を教育委員会に委嘱し、その成果を各教育委員会の参考例として提供する。
 - ・効果的な研修を行うための手順や留意点、実践例を示した研修の手引きを作成し提供する。
- ③ 研修講師についての情報提供
 - ・講師情報（センター主催研修の講師一覧）を更新し、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等へ情報提供する。
- ④ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行っている研修事業についての情報提供
 - ・各都道府県等の研修の実施概要、見直し状況及び大学との連携状況等について調査し、その結果を教育委員会等へ提供する。
- ⑤ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会の教育センターの研修担当主事等を対象とした会議の開催
 - ・各都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び教育（研修）センター等の職員を対象とした会議を開催する。
- ⑥ センターの職員を各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行う研修に派遣
 - ・要請に応じ、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が実施する研修に、センターの職員を派遣する。
- ⑦ センターの研修施設・設備の提供
 - ・各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が実施する学校教育関係職員を対象とした研修等に、センターの研修施設・設備を提供する。

3. その他

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において独自に実施している学校教育関係職員に対する研修について、その内容・方法等に関する情報を収集・蓄積し、その結果をセンターの事業に活用する。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 経費等の縮減・効率化

センターの業務運営に際しては、一般管理費（土地借料除く）については、前年度に比較して3%以上、また、業務経費についても前年度に比較して2%以上の効率化を図る。

また、契約業務において、随意契約の見直し計画を着実に実施し、一般競争入札の範囲拡大や契約に係る情報公開等を通じた、業務運営の一層の効率化を図る。

さらに昨年11月に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に沿って設置（平成21年12月7日）した契約監視委員会により、随意契約事由の妥当性、一般競争入札等に係る競争性の確保について点検を行う。

平成22年度においても、引き続き物件費等の経費の節減に努めるとともに、以下の事項を中心に検討を行い、効率化を図る。

- ① 研修施設や宿泊施設の維持管理等の民間委託の推進
- ② 環境に配慮した機器・設備等の調達

2. 業務運営の点検・評価の実施

法人内部における外部有識者を含めた自己点検・評価委員会等において、センターの業務運営について、自己点検・評価を実施し、業務運営の改善を促進する。

なお、昨年4月に発覚した物品調達に関する収賄事件に関しては、再発防止策として以下のとおり改善を図ったところであるが、引き続き契約事務処理の適正化と内部統制の強化を行うとともに、職員の倫理に関する意識啓発を図る。

- ・ 契約担当職員の在職期間の長期化回避
- ・ マニュアルに沿った事務処理の徹底
- ・ チェック体制の充実による内部けん制の強化

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

別紙2のとおり。

2. 収支計画

別紙3のとおり。

3. 資金計画

別紙4のとおり。

IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は4億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。

V 剰余金の使途

センターの決算において剰余金が発生し、特に次期中期計画期間へ繰り越す理由がない場合には、国庫に返還する。

VI その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備に関する計画

- ・借用部分の本部用地を購入する192百万円

法人化後の用地購入計画(平成13年度から26年度の14年間)の10年目

- ・センター施設の利用率の向上を図る方策として、平成21年9月に施設の貸付規程等を変更し、利用者や事業の利用基準を緩和したところであり、今後、学校教育関係者等を対象とした研修や大学の課外活動を積極的に誘致し、施設の有効活用を図る。

2. 人事に関する計画

- (1) 職員の研修に関する専門性の一層の向上を図るため、職員研修を実施する。
- (2) 研修事業の業務に対応した組織の見直しに努め、職員の適正配置と計画的な人事交流の推進を図る。
- (3) 当該年度の人件費を平成21年度の人件費に比べ1.6666%以上削減し、18年度からの5年間で5%の削減目標を達成する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。なお、人件費の範囲は国家公務員でいう基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。

(参考)

- ・平成17年度決算額 416,199千円
- ・平成22年度目標額 395,389千円

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。

- (4) 第3期中期計画期間の最終年度として常勤職員数の削減計画を達成する(50人から45人に削減)。

平成22年度独立行政法人教員研修センター実施研修について

1. 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修

研 修 事 業 名						
研 修 名		研修日数	受講人数	研修成果の 指標(※1)	研修手法 (※2)	
①各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修						
教職員等中央研修	校長・ 教頭等 研修	第1回(非宿泊/大阪)	13日間	100名	①、②、③	①、②、 ③、⑤、 ⑥、⑦
		第2回(非宿泊/東京)	13日間	100名		
		第3回	15日間	200名		
		第4回	16日間	190名		
		第5回	16日間	120名		
		第6回	15日間	170名		
		第7回	16日間	120名		
	中堅教 員研修	第1回	27日間	190名		
		第2回	28日間	150名		
		第3回	27日間	240名		
		第4回	29日間	140名		
第5回		26日間	280名			
②各地域の中核となる事務職員の育成を目的とした研修						
事務職員研修	小・中学校	5日間	180名	①、②、③	①、②、 ③、⑤、 ⑥、⑦	
	高等学校	5日間	180名			
③国際的な視野、識見を有する中核的教員を育成するための海外派遣研修						
教職員等海外派遣研修	3ヶ月以内コース(英語教育)	2ヶ月	30名	①、②、③	①、②、 ⑤、⑥、⑦	

2. 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者を養成するための研修

研 修 事 業 名					
研 修 名	研修日数	受講人数	研修成果の指標(※1)	研修手法(※2)	
①各地域において組織マネジメント研修を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修					
学校組織マネジメント指導者養成研修	第1回	5日間	220名	①、②、④	①、⑤、⑦
	第2回	5日間			
②各地域において学校評価を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修					
学校評価指導者養成研修	東部ブロック	4日間	220名	①、②、④	①、④、⑤、⑦
	西部ブロック	4日間			
③特色ある教育課程を円滑に編成するための指導者の養成を目的とした研修					
カリキュラム・マネジメント指導者養成研修	総合コース	5日間	160名	①、②、④	①、⑤、⑦
	専門コース(第1回)	4日間	220名		
	専門コース(第2回)	4日間			
④児童生徒の国語力向上に向けた教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修					
国語力向上指導者養成研修	東部ブロック	3日間	220名	①、②、④	①、④、⑤、⑦
	西部ブロック	3日間			
⑤道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修					
道徳教育指導者養成研修	中央指導者研修	5日間	220名	①、②、④	①、④、⑤、⑦
	ブロック別指導者研修(全国6ブロック)	3日間	660名		
		3日間			
⑥環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修					
環境教育指導者養成研修	東部ブロック	4日間	110名	①、②、④	①、④、⑤、⑦
	西部ブロック	4日間			
⑦生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修					
生徒指導指導者養成研修		16日間	110名	①、②、④	①、②、⑤、⑥、⑦
⑧人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修					
人権教育指導者養成研修		3日間	110名	①、②、④	①、⑤、⑦
⑨キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修					
キャリア教育指導者養成研修	東部ブロック	5日間	220名	①、②、④	①、③、④、⑤、⑦
	西部ブロック	5日間			

研 修 事 業 名						
研 修 名		研修日数	受講人数	研修成果の 指標(※1)	研修手法 (※2)	
⑩小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修						
小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修	全国5ブロック	3日間	220名	①、②、④	①、④、 ⑤、⑦	
		3日間				
		3日間				
		3日間				
		3日間				
⑪外国語指導助手に対して必要な知識・指導方法等を修得させることを目的とした研修						
外国語指導助手研修	来日直後オリエンテーション(4月期)	1日間	1,500名	①	①、⑤	
	来日直後オリエンテーション(A日程)	2日間				
	来日直後オリエンテーション(B日程)	2日間				
	来日直後オリエンテーション(第2次)	1日間				
⑫外国人児童生徒等に対する日本語指導のための指導者の養成を目的とした研修						
外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修	管理者用コース	2日間	110名	①、②、④	①、⑤、⑦	
	日本語指導者用コース	4日間				
⑬認定こども園(幼稚園)において子育て支援を推進するための指導者の養成を目的とした研修						
子育て支援指導者養成研修		3日間	60名	①、②、④	①、⑤、⑦	
⑭子どもの体力低下・運動嫌い防止のための指導者の養成を目的とした研修						
子どもの体力向上指導者養成研修	東部ブロック	4日間	830名	①、②、④	①、④、 ⑤、⑦	
	中部ブロック	4日間				
	西部ブロック	4日間				
⑮児童生徒の現代的健康課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修						
健康教育指導者養成研修	東部 ブロック	推進コース	3日間	330名	①、②、④	①、④、 ⑤、⑦
		専門コース	5日間			
	西部 ブロック	推進コース	3日間			
		専門コース	5日間			
⑯各地域における学校安全の基盤となる指導者の養成を目的とした研修						
学校安全指導者養成研修	生活安全・交通安全コース	3日間	160名	①、②、④	①、⑤、⑦	
	災害安全コース	3日間				

研 修 事 業 名					
研 修 名		研修日数	受講人数	研修成果の 指標(※1)	研修手法 (※2)
⑰食の指導の充実のための指導者の養成を目的とした研修					
食育指導者養成研修	推進コース	4日間	170名	①、②、④	①、⑤、⑦
	専門コース	4日間			
⑱教育課題研修指導者海外派遣プログラム					
教育課題研修指導者海外派遣プログラム	学校評価と学校運営、キャリア教育、小学校英語、国語力・読解力、伝統・文化の教育、心身の健康教育、生徒指導、学校と地域等との連携、理数系教育、特別支援教育	2週間程度	500名	①、②、④	①、②、⑤、⑥、⑦

3. 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

研 修 事 業 名						
研 修 名			研修日数	受講人数	研修成果の 指標(※1)	研修手法 (※2)
①産業教育、理科教育において指導的立場にある教員の派遣研修						
産業・理科教育教員派遣研修			1ヶ月～ 12ヶ月	100名	②	①、⑤、⑥
②産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修						
産業・情報技術等 指導者養成研修	農業	生物活用及びグリーンライフに関する 講義と実習	5日間	25名	②	①、⑤、⑥
	工業	先端ロボット技術に関する講義と実習	4日間	20名		
		知的財産教育に関する講義と実習	5日間	20名		
	商業	マーケティングと商品開発に関する講義と実習	5日間	40名		
	水産	海洋環境の保全に関する講義と実習	5日間	15名		
		水産食品技術に関する講義と実習	5日間	15名		
	家庭	新学習指導要領に対応した「生活産業基礎」の指導力向上のための講義と実習	4日間	30名		
		子どもの発達の特性や発達過程及び高齢者の生活と介護にかかわる講義と実習	4日間	20名		
	看護	看護師教育の新カリキュラムに対応した教育内容とその教授法に関する講義と実習	5日間	25名		
	情報	ネットワークとシステムの構築・運営管理とシステム設計に関する講義と実習	5日間	25名		
	技術 家庭	社会の要請に応える技術分野の指導：新学習指導要領への対応を目指して	5日間	20名		
		社会の要請に応える技術分野の指導：新学習指導要領への対応を目指して	5日間	25名		
		学校における食育の推進：技術家庭科における食に関する指導（講義と実習）	4日間	25名		
③産業教育に携わる実習助手に対して必要な知識・技術を修得させることを目的とした研修						
産業教育実習助手 研修	農業	教科「農業」及び農業科指導法に関する講義と実習	7日間	30名	②	①、⑤、⑥
	工業	工業実習に関する講義と実習	7日間	25名		
(備考) 研修に必要な経費は派遣者が全額負担						

(※1) 研修成果の目標の欄にある①から④までの数字は、年度計画本文中、I 1. (2)の①から④までの数字にそれぞれ該当する。

(※2) 研修手法の欄にある①から⑦までの数字は、年度計画本文中、I 1. (3)の①から⑦までの数字にそれぞれ該当する。

年度計画予算
平成22年度計画予算

(単位:百万円)

区 別	金額
収 入	
運営費交付金	1,215
施設整備費補助金	192
自己収入	139
計	1,546
支 出	
一般管理費	328
業務経費	560
人件費	466
施設整備費	192
計	1,546

収 支 計 画
平成22年度収支計画

(単位:百万円)

区 別	金額
費用の部	1,408
一般管理費	382
業務経費	560
人件費	466
収益の部	1,408
運営費交付金収益	1,215
自己収入	139
資産見返運営費交付金戻入	54

資 金 計 画
平成22年度資金計画

(単位:百万円)

区 別	金額
費用の部	1,546
業務活動による支出	1,354
投資活動による支出	192
資金収入	1,546
業務活動による収入	1,354
運営費交付金による収入	1,215
自己収入	139
投資活動による収入	192
施設整備費補助金による収入	192